

伊万里市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和6年3月25日

伊万里市長 深 浦 弘 信

## 伊万里市条例第7号

### 伊万里市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例（平成7年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」を「、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例（令和5年佐賀県条例第11号）」に、「撤廃」を「解消」に改める。

第2条中「必要な施策を積極的に推進する」を「人権が尊重される社会づくりを進めるための施策（以下「人権施策」という。）を推進する」に改める。

第3条中「基本的人権」を「人権」に、「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策」を「市が実施する人権施策」に改める。

第4条第1項中「、基本的人権を擁護し、部落差別等を解消するために必要な生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育の充実及び人権擁護意識の高揚等に関する施策について」を削り、「協力のうえ」の次に「、人権施策の」を加え、同条第2項中「前項の施策」を「人権施策」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

第6条中「人権擁護の社会づくり」を「人権が尊重される社会づくり」に改める。

第7条を次のように改める。

（インターネット上の<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷等の防止）

第7条 市は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、市民に関し、又は市民によりインターネット上の<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、

<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。）が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して市が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。